



## 外来でご利用いただけます



### 外来用 Wi-Fi 利用（メール認証）方法



- ① Wi-Fi の設定で tokudai-gairai をクリックする。
- ② 規約を確認し、「規約に同意する」にチェックする。
- ③ 「メールアドレス認証を利用して接続」をクリックし、画面下方の「本人確認メールを送信する」をクリックする。
- ④ 「メールアドレス」「メールアドレス(確認)」を入力し、「本人確認メールを送信する」をクリックする。
- ⑤ 届いたメール内に記載される URL をクリックする。  
[https://certify.auth24.jp/connect/checkin/\\*\\*\\*\\*\\*/mail](https://certify.auth24.jp/connect/checkin/*****/mail)  
(\*\*\*\*\*)は都度自動作成されます。)
- ⑥ 認証成立の画面が表示されるため、「インターネットに接続する」をクリックする



#### <注意事項>

- ※本サービスを利用される方は、「徳島大学病院患者用無線ネットワーク利用規約」に同意いただける場合のみ、ご利用ください。
- ※端末の設定等、技術的な質問については受けておりません。
- ※認証設定は毎日行う必要があります。
- ※「認証しない」状態が 3 回続くと 1 日使用できなくなります。
- ※端末の設定で自動ログインがオンになっているとエラーになることがあります。

(趣旨)

第1条 この規約は、徳島大学病院（以下「病院」という。）が、患者及び付添者（以下「利用者」という。）の利便性向上を目的に整備した無線ネットワーク（以下「無線ネットワーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所)

第2条 利用場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 外来診療棟1階から4階
- (2) 中央診療棟1階から4階
- (3) 西外来診療棟5階
- (4) 西病棟1階から11階の病室及びデイルーム
- (5) 東病棟2階から8階の病室及びデイルーム

(通信機器)

第3条 無線ネットワークの利用を希望する者は、無線ネットワークに接続するスマートフォン、タブレット等（以下「通信機器」という。）を準備しなければならない。なお、病院から通信機器の貸し出しは行わない。

(無線ネットワークの利用)

第4条 利用者は、次に掲げる条件のもと、無線ネットワークを利用してインターネットに接続することができる。

- (1) 利用者は、患者の治療に影響を与えない範囲で、無線ネットワークを利用するものとする。
- (2) 利用者は、この規約に同意しなければ、無線ネットワークを利用してはならない。
- (3) 無線ネットワークを利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
- (4) 無線ネットワークを利用するための通信機器の設定及び操作は利用者が行うものとし、病院は、これらに関する問い合わせを一切受け付けない。
- (5) 無線ネットワークについて、常に安定した接続環境を保障するものではない。
- (6) 無線ネットワークの利用料金は、無料とする。
- (7) 利用時間は7時～21時とする。この時間以外は無線ネットワークを利用してはならない。
- (8) 他者に迷惑にならないよう、通信機器の音声は消音又はイヤホン等を使用する。

(禁止事項)

第5条 利用者は、無線ネットワークの利用に際して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他者の著作権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (2) 他者の財産又はプライバシーを侵害する行為若しくはそのおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他者に不利益や損害を与える行為又はそのおそれがある行為
- (4) 他者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれがある行為
- (7) 選挙運動又はこれに類する行為（選挙期間中であるか否かを問わない。）
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) ID又はパスワードを不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用又は提供する行為
- (11) 特定又は不特定多数の者に大量のメールを送信する行為
- (12) 外部に音量が漏れる音楽・動画再生、大量データのダウンロードにより通信回線に負担をかける等、他者に対して迷惑になる行為
- (13) インターネット通話・ビデオ通話による他者に対して迷惑になる行為
- (14) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれがある行為又は病院が不適切と判断する行為

(運用の中止)

第6条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線ネットワークの運用を中止することができる。

- (1) 無線ネットワークの保守作業又は関連工事を実施するとき
  - (2) 無線ネットワークの回線、機器等の障害等やむを得ない事由が生じたとき
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、無線ネットワークの運用上、病院が必要と認めるとき
- 2 前項の規定により運用を中止するときは、病院が適当と判断する方法により、事前に利用者にもその旨を周知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(免責等)

第7条 病院は、無線ネットワークサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線ネットワークを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線ネットワークに関連して発生した利用者又は第三者の損害について、その責を一切負わない。

- 2 病院は、無線ネットワークのサービス内容及び利用者が無線ネットワークを通じて取得する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する。
- 4 無線ネットワークへの接続に係る利用者の機器設定については、利用者が行うものとする。この場合において、病院は、接続する機種、OS、ソフト等により無線ネットワークを利用できない場合について、その責を一切負わない。
- 5 病院は、利用者が無線ネットワークを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責を一切負わない。
- 6 病院は、無線ネットワークの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定のWEBサイトへの接続を制限することができる。
- 7 病院は、無線ネットワークの運用上、必要と認めるときは、予告なくインターネットへの接続の制限設定を変更することができる。

(規約の変更)

第8条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が無線ネットワークを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附則

この規約は、令和4年1月1日から実施する。

附則

この規約は、令和5年10月1日から実施する。